

平成24年4月1日改訂

長野県社会福祉総合センター  
指定管理者 ビジニナルグループ

通則第5号

## 長野県社会福祉総合センター危機管理方針

### (目的) 第1条

この方針は、本ビジニナルグループの危機管理に関する基本方針を定めることを目的とする。

- 2 県との基本協定第35条第1項及び43条の規定に従って、危機管理を図るための必要な措置を講じるための基本方針を定めることを目的とする。

### (危機管理方針)

#### 第2条

本ビジニナルグループの危機管理方針を、別記第1に定める。

### (危機管理規定)

#### 第3条

本方針を実行するため、危機管理規定（通則第9号）を定める。

### (方針管理責任者)

#### 第4条

危機管理方針の管理責任者は、次長とする。

### (改廃)

#### 第5条

本方針の改廃は、室長が改廃案を作成し、文書基本規定第10条第1号の規定と同様に扱うものとする。

### 附則

従前の長野県社会福祉総合センター危機管理方針は、廃止する。

### 附則の2

本方針は平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

#### 附則の3

本規定の平成21年4月1日の改訂は平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

#### 附則の4

本規定の平成24年4月1日の改訂は平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別記第1（通則第5号）

平成24年4月1日改訂

## 危機管理に関する方針

長野県社会福祉総合センターの指定管理者ビジニナルグループは、以下の方針に基づき危機管理に努めます。

### 1. 基本方針

目的達成のために次の基本方針を定めます。

- (1) いつ、いかなる場合においても、人命の安全を最優先とします。
- (2) 総合センターを取り巻くさまざまなリスクを予防、回避、克服し、日頃から必要な取り組みを積極的に行います。
- (3) 防災・危機管理の軸として、危機管理規定（通則第9号）を制定し、定期的に点検し、必要に応じて見直しを図るものとします。
- (4) 平常時より、防災・危機管理対策機能をもつ事務局として次長を危機管理責任者とし、管理事務室職員を危機対策本部員にします。
- (5) 発災時、別に定める危機レベル別対応表（通則第9号別記第1）に基づく災害対策本部を設置し、代表者が危機対策本部長となり室長が危機対策副本部長となります。
- (6) 発災時、すべての業務・対応・指示・命令は危機対策本部に一元化します。
- (7) 発災時、管理事務室職員等は別に定める危機レベル別緊急行動基準（通則第9号別記2）をとり緊急対応にあたるとともに、率先して二次災害防止に努めなければならない。
- (8) 発災時、管理事務室職員等は危機対策本部長（又は副本部長）の指示に従い危機対策組織の役割を分担するとともに、被害軽減に努めなければならない。

### 2. リスクの予見・発生時の行動と心得

- (1) リスクを予見又は発見した場合は、直ちに上司又は危機管理責任者に連絡報告しなければならない。
- (2) リスクを予見又は発見した管理事務室職員等は、人命第一を考え可能な範囲での予防措置、応急対応措置を行います。
- (3) リスクを予見又は発見した事象が緊急連絡の必要性があるかどうか判断に迷った場合でも、速やかに上司又は危機管理責任者に連絡報告をしなければならない。
- (4) リスクの予見又は発見の通報を受けた上司等は、直ちに危機管理責任者に報告しなければならない。
- (5) リスクの予見又は発見の通報を受けた危機管理責任者は、直ちに本部長と副本

部長に報告し、別に定める危機レベル別対応表（通則第9号別記第1）に基づき、危機対策本部を設置する。

- (6) 危機管理責任者は危機対策本部長（又は副本部長）の指示に従い、リスクを予防・回避し発災時には被害軽減、二次災害防止のため平時より防災情報の収集、防災対策の研究、防災知識の普及、防災意識啓発に努めなければならない。
- (7) 危機管理責任者は発災時、近隣被災地域への支援及び迅速な業務復旧・再開できるよう事前に研究・計画を策定しなければならない。

### 3. 定義

- (1) リスクとは、総合センターの損失又は影響・障害をもたらすおそれのある事象の発生及び可能性をいい、主に次に掲げるものをいう。
  - ア 自然災害リスク
  - イ 火災リスク
  - ウ 事件・事故リスク
  - エ 傷病者発生リスク
  - オ テロ・社会騒乱リスク
  - カ その他のリスク
- (2) 発災時とは、上記リスクが発生した場合及び発生の恐れのある場合をいう。
- (3) 安全行動とは、発災時においてまず身の安全を図り、迅速にシャットダウン、通報連絡、救出、初期消火など二次災害防止、災害回避、被害軽減のための適切な緊急行動をいう。
- (4) シャットダウンとは、取り扱っている設備・機器等を安全に停止するとともに、火気対策等二次災害防止のため必要な安全措置を行うことをいう。

平成24年4月1日

長野県社会福祉総合センター  
指定管理者 ビジニナルグループ

代表団体 株式会社ビジニナル・サービスセンター  
代表取締役 小林 はつ江

構成団体 特定非営利活動法人アールあいビルアセスメント  
理事長兼長野事務所代表 大島 常朗